

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入、国民年金保険料を納付しなければなりません。しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\text{【所得の目安】} \quad 118 \text{万円} + \{\text{扶養親族の数} \times 38 \text{万円}\}$$

ただし、学生納付特例の期間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付（追納）することをお勧めします。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までの1年間となりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、令和2年度に保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和3年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）なお、令和3年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書が送付されます。お手数をおかけしますが、むつ年金事務所（☎22-4947）までお問い合わせください。

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 振込口座の変更届出について

高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座に変更（解約・金融機関の店舗統廃合等）があったときは、必ず東通村 税務住民課 国民健康保険 Gへ届出してください。

※届出がないと振り込みができなくなりますので、お早めの届出をお願いします。

2 パンフレット「いきいき健康づくりのために」の活用について

青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者のみなさんの日頃の健康管理に活用していただくため、パンフレット「いきいき健康づくりのために」を作成し、被保険者証の交付時に同封しています。ぜひお役立てください。

問合せ先：東通村税務住民課国民健康保険 G(☎0175-27-2111)

青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）